EZO Pay チャージ取扱加盟店特約

EZO Pay チャージ取扱加盟店特約（以下「本特約」という）は、EZO Pay 加盟店規約（以下「原規約」という）に定める加盟店に対して、EZO Pay のチャージに関する事柄につき適用する特約事項を定めたものである。

第 1 条（用語の定義）

本特約における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合には、原規約に従うものとする。

1. 「チャージ」とは、当社所定の方法で EZO Pay に残高を加算することをいう。
2. 「チャージ取引」とは、加盟店が利用者から受領した金銭の対価として EZO Pay に残高を加算する取引のことをいう。
3. 「チャージ機器等」とは、非接触決済機器等のうち、チャージ機能を備えたもののことをいう。

第 2 条（チャージ取扱加盟店）

1. 加盟店は本特約に基づきチャージを取扱うには、原規約等を承認のうえ、当社所定の方法で届け出ることによって、これを申し込み、当社の承諾を得るものとする。なお、EZO Pay 取扱店舗のうち、チャージを行う店舗（以下「チャージ店舗」という）の追加、変更、取消しについても同様とする。
2. 加盟店は前項の承諾を得た場合は、EZO Pay チャージの取扱いに必要なチャージ機器等を店舗に備えるものとする。
3. 加盟店は、当社が、チャージ取引の安全管理措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとする。

第 3 条（EZO Pay チャージ取引）

1. 加盟店は、業務時間中はチャージ取引を行うことができる状態を維持し、チャージ店舗において利用者から EZO Pay の提示によりチャージ取引を求められた場合、本特約に従い、正当かつ適法に、当社所定の方法によってチャージ機器等を使用して、チャージ取引を行うものとする。
2. 加盟店は、EZO Pay によるチャージを希望する利用者に対し、正当な理由なく不当な差別的な取扱いをしてはならないものとする。
3. 加盟店は、チャージ取引における利用者との決済は、現金のみで行うこととする。なお、チャージは 1,000 円単位で行うものとし、1 回あたりに可能なチャージ金額は EZO Pay に設定されたチャージ金額の上限金額を超えないものとする。

4. 加盟店は、チャージ取引を行う前に、利用者にチャージする金額について確認を行いその承諾を得るものとする。
5. 加盟店は、利用者にレシートを交付することなどによって、チャージした金額および EZO Pay の残高を明示するものとする。なお、当該提示または交付に対し、利用者より異議・質問等があった場合には、速やかに内容を確認し、対応（加盟店において対応できない内容についての当社への引き継ぎを含む）するものとする。
6. 加盟店が EZO Pay にチャージできる金額は、当該チャージにおいて利用者が選択したチャージ金額に相当する額のみとする。また通常 1 回のチャージで処理されるべきものを、複数回に分割してチャージすることはできないものとする。ただし、当社が認めた場合はこの限りではない。
7. 加盟店は、利用者から受領した現金につき安全な回収、保管等の現金管理業務を行うものとする。
8. 加盟店は、利用者からチャージを求められたときであっても、次の各号に該当する場合は、チャージ取引を行ってはならないものとする。なお、加盟店は、必要に応じて、チャージ取引を行うことができない理由を説明するものとする。また、(2)の場合、直ちにその事実を当社に連絡するものとする。
 (1) 利用者から提示された EZO Pay についてチャージ機器等に無効である旨の表示がなされた場合
 (2) 明らかに模造もしくは破損と判断できる EZO Pay を提示された場合、または、明らかに不正使用と判断できる場合
 (3) システム・ネットワークの障害時、またはシステムの保守管理に必要な場合、その他やむを得ない場合
9. 加盟店は、前項によりチャージ取引または EZO Pay 取引が行えなかった場合であっても、自己の逸失利益、機会損失その他一切の損害については、いかなる場合にも、当社に対して責任を追及することができないものとする。
10. 加盟店は、当社が利用者向けに定める EZO Pay 利用規約の内容を承認したうえで、これを遵守してチャージを行うものとする。

第 4 条（加盟店の義務）

1. 加盟店は従業員その他チャージ取引に従事する者に対して本特約の内容を遵守させ、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。
2. 加盟店は、前条その他本特約に反してチャージ取引を行った場合は、一切の責任を負うものとする。
3. 加盟店は、当社から要請があった場合、チャージ取引の実施状況に関する資料を提出し、その調査に協力するものとする。

第 5 条（チャージの円滑な実施）

加盟店は正当な理由なく、チャージ取引を拒絶してはならないものとする。

第 6 条（偽造および変造された電子的情報の取扱い等）

1. 加盟店はチャージ機器等に受け取った電子的情報が、偽造または変造されたものであることが判明した場合には、当社の指定する方法により、当社にその旨を直ちに連絡するとともに、当該電子的情報について、当社の指示に従った取扱いを行うものとする。
2. 加盟店が前項に違反してチャージを行った場合においても、当社は加盟店に対し当該チャージ金額の支払いを請求することができるものとする。
3. 加盟店が本条第 1 項に規定する連絡を含む本特約上の義務を遵守した場合には、当社は加盟店に対し、当社が確認することができる額を限度として、偽造または変造された電子的情報について金銭による補償を行うものとする。ただし、当社が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではない。
 （1）加盟店または加盟店の従業員その他チャージ店舗等の業務を行う者が故意または過失により当該偽造または変造に何らかの関与をしたこと
 （2）加盟店が当該電子的情報を受ける際に、当該電子的情報が偽造または変造されたものであることを知りつつ、または重大な過失により当該電子的情報が偽造もしくは変造されたことを知らずに受け取ったこと
4. 紛失・盗難された EZO Pay が使用された場合、または偽造・変造された電子的情報による売上などが発生した場合に、当社が加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、加盟店は誠実に協力するものとする。また加盟店は、当社から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、チャージ店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該取扱いに対する被害届を提出するものとする。

第 7 条（チャージの取消し）

加盟店は、当社が指定する条件によりチャージを取消す場合には、当社所定の方法によってチャージ機器等を使用して、当該チャージ金額にかかる EZO Pay チャージ残高を、当該チャージを行った EZO Pay から引去ることにより払い戻すものとする。

第 8 条（チャージ金額の確定）

チャージ取引によるチャージ金額は、以下のいずれも満たした時点で加盟店と当社の間で確定するものとする。

1. 加盟店がチャージ機器等を使用し、利用者の EZO Pay にチャージが完了した時点
2. 加盟店がチャージ機器等を使用し、定められた通信手順により中継サーバへ EZO

Pay および EZO Pay にかかるデータを送信し、中継サーバが受信した時点

第 9 条（チャージ取引金額の請求方法）

1. 加盟店は次項に定める方法により、当社に対し、チャージ金額を支払うことができるものとする。
2. 原規約第 13 条第 1 項に定める EZO Pay 利用金額、原規約第 9 条第 1 項に定める加盟店手数料及び前項に定めるチャージ金額につき、原規約第 18 条に基づく相殺処理を行うものとする。

第 10 条（加盟店情報）

第 2 条第 1 項に基づき届け出た事項は、原規約第 26 条第 2 項に定める加盟店等の情報に含まれるものとする。

第 11 条（有効期間）

本特約の有効期間は原規約第 21 条に定める有効期間と同一とする。

第 12 条（本特約の取扱いの終了）

1. 原規約に基づく加盟店契約が終了した場合には、本特約の取扱いは当然に終了し、加盟店における EZO Pay の取扱いも終了するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店または当社は、書面により 3 ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本特約の取扱いまたは EZO Pay の一部に関するチャージ取引の取扱いを終了することができるものとする。
3. 本条第 1 項の規定にかかわらず、当社は、加盟店が直前 1 年間に EZO Pay の全部または一部に関するチャージ取引の取扱いを行っていない場合については、予告することなく本特約の取扱いまたは EZO Pay の一部に関するチャージ取引の取扱いを終了することができるものとする。
4. 本条第 1 項の規定にかかわらず、当社は社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、EZO Pay の運営を終了することがあり、この場合、当社は加盟店に対し事前に通知することにより、本特約の取扱いを終了することができるものとする。
5. 本条による本特約の終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、当社は一切の責を負わないものとする。

第 13 条（契約終了後の処置）

1. 前条第 1 項から第 4 項までにより本特約の取扱いまたは EZO Pay の一部に関するチャージ取引の取扱いが終了した場合、終了日までに行われた EZO Pay のチャー

ジ取引の取扱いは有効に存続するものとし、加盟店および当社は、当該取扱いを本特約に従い取扱うものとする。ただし、加盟店および当社が別途合意した場合はこの限りではない。

2. 加盟店は、本特約の取扱いまたは EZO Pay の一部に関するチャージ取引の取扱いが終了した場合、直ちに加盟店の負担において、EZO Pay のチャージ取引に関するすべての加盟店標識を取り外し、広告媒体から EZO Pay のチャージ取引に関するすべての記述、表記等を取りやめるとともに、当社が加盟店に交付した EZO Pay のチャージ取引に関する取扱関係書類および印刷物（販売用具）を速やかに当社に返却するものとする。

第 14 条（期限の利益の喪失）

加盟店が原規約もしくは本特約に違反した場合は、原規約第 22 条の規定に準じ、当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対し債務の全額を弁済しなければならないものとする。

第 15 条（本特約に規定のない事項）

1. EZO Pay チャージの取扱いにおいては、本特約の規定と原規約の規定が矛盾または抵触する場合には、本特約の規定が優先するものとし、原規約は適用されないものとする。
2. 本特約に規定のない事項については、原規約の定めに従うものとする。